

環境省委託事業
平成 31 年度(2019 年度)気候リスク・チャンスの評価事業等委託事業

【インターナルカーボンプライシング活用の支援事業】
公募正式書類

1 背景

2015 年 12 月に COP21 で採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃未満にすることが盛り込まれています。

このパリ協定の採択を契機に、環境省ではパリ協定に定められた目標に沿った企業別の中長期の温室効果ガス排出削減目標の設定や、サプライチェーン全体の排出量の算定・削減を推進しています。こうした企業を主体とする排出削減は、企業が排出量の削減目標の数値を設定すること自体が一義的な目的目標ではなく、それぞれの企業が、自社にとって気候変動リスクと機会を特定し、それに対応して事業の経営や活動の中に温室効果ガス排出削減を具体的に取り組んでいくことが重要です。

このため、環境省では、平成 30 年度において TCFD の提言を踏まえて、気候変動に対応した事業活動を指向する企業に対して、具体的なリスクと機会の特定、シナリオ分析を行うことをモデル的に支援しました。

また、TCFD ではシナリオ分析等で気候変動の経営への影響を評価したのち、その実効性を評価・管理する仕組みとして、インターナルカーボンプライシングを推奨しており、5 社に対してモデル的に、インターナルカーボンプライシングの価格設定および活用方法の検討を支援しました。

本年度は 10 企業に倍増して、多様な業種に対して支援を実施し、企業の気候変動の取り組みを更に推進するとともに、支援結果をとりまとめてガイドラインとして公開する予定です。

つきましては本事業へ参加を希望する企業を以下のとおり募集いたします。

なお、本事業に関する事務運営は、環境省から委託を受けた「デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社」(以下「DTC」という。)が実施いたします。

2 本事業の詳細

- 対象企業

インターナルカーボンプライシングを実施していないが、導入を検討している企業

- 事業内容

本事業は、インターナルカーボンプライシングの価格設定、利活用方法の検討の支援を実施します。支援方法としては、面談形式のインターナルカーボンプライシングの価格設定および利活用方

法の検討、メール・電話等による質問事項への対応を実施します。参加企業には支援に必要とされる資料の提供をしていただきます。

- 「インターナルカーボンプライシング活用支援面談」(原則 2 回)
 - 目的: インターナルカーボンプライシングの活用の支援
 - ✓ インターナルカーボンプライシングの価格設定
 - ✓ インターナルカーボンプライシングの利活用方法検討
- 応募条件
 - DTC が実施する支援の範囲は「2.本事業の詳細」の「事業内容」に示すとおりであり、参加企業は支援に必要とされる資料の作成および提供を行うこと。
 - 支援のために財務・経理情報が一定程度必要になり、提供できない場合には、業界の一般値や代替値を用いて実施する可能性がある。
 - インターナルカーボンプライシングの実施経験がない企業であること。
 - インターナルカーボンプライシングを導入可能な企業であること。
 - 本件の担当者を選出できる企業であること。
 - 2 回程度の面談打ち合わせが開催できる企業であること(テレビ電話会議も実施可能)。
 - 環境省 WEB サイトへの掲載や、本事業の成果を踏まえたインターナルカーボンプライシングの横展開の際に、情報提供などの協力が可能である企業であること。
- 採択基準
 - 企業規模・業種・GHG 算定レベルに配慮し、環境省担当官と相談のうえで実施企業を選定いたします。
- 支援スケジュール

| | | 7月 | | 8月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 |
|-----------|------------|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|
| | | 上旬 | 下旬 | 上旬 | 下旬 | 上旬 | 下旬 | 上旬 | 下旬 | - |
| 第1期 | 支援面談 (第1回) | ←→ | | | | | | | | |
| | 支援面談 (第2回) | | | ←→ | | | | | | |
| 第2期 | 支援面談 (第1回) | | | | | ←→ | | | | |
| | 支援面談 (第2回) | | | | | | | ←→ | | |
| 環境省HPへの記載 | | | | | | | | | | ←→ |

3 募集期間¹

令和元年 5 月 27 日(月)～6 月 24 日(月) * 当日消印有効

¹ 募集状況に応じて 2 次公募を行うことがあります。

4 応募手続きおよび参加企業の採択について

(1) 応募手続き

応募を希望する企業は、「応募申請書(資料 2-4 参照)」に必要事項を記載し、押印のうえ、提出期限までに DTC へ電子メールまたは郵送にてご提出ください。提出された応募申請書は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。採択の結果に関わらず、応募書類は返却いたしません。

(2) 応募申請書の提出方法

・応募申請書提出先:

E-Mail: scplan@tohatsu.co.jp

〒100-8361 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

デロイトトーマツコンサルティング合同会社 パブリックセクター 田嶋、山崎宛

電子メールの場合は、押印した「応募申請書(資料 2-4 参照)」の PDF ファイルを添付して、scplan@tohatsu.co.jp にお送りください。

なお、メールの件名は下記のとおりご記載ください。

【インターナルカーボンプライシング支援事業応募申請】 応募企業名

5 免責事項

- (1) 本事業は DTC が実施する。
- (2) 本事業に関する参加企業の交通費等は、参加企業が負担すること。
- (3) 支援面談は原則として DTC(東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング)にて実施する。ただし、首都圏以外の地域の企業に対しては、原則テレビ電話会議の開催とする。
- (4) 支援面談の資料の著作権は環境省および DTC に属し、参加企業は非独占的使用権を許諾されるものとする(複製、改変に関しては自己利用のみ可能)。なお、実施結果の公開に関する著作権については、参加企業に属するものとする。
- (5) 本事業において、環境省および DTC に提供された企業情報および個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省および DTC が使用することに同意すること。
- (6) 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合がある。
- (7) 参加企業は、参加企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものである。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

6 お問い合わせ先

デロイトトーマツコンサルティング合同会社

インターナルカーボンプライシング活用支援事業事務局(田嶋、山崎)

*ご質問はメールにてお願いいたします。

E-Mail: scplan@tohmatu.co.jp